

熊本県公報

号外 第 40 号の 2
平成 19 年 9 月 28 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 登 載 依 頼**
- 熊本県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則……………(教育政策課) 1

登 載 依 頼

熊本県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則をここに公布する。
平成 19 年 9 月 28 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 21 号

熊本県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則
熊本県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成 9 年教育委員会規則第 6 号）の全部を改正する。
(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号。以下「法」という。）第 1 条に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(引受けの許可の申請)

第 2 条 法第 2 条第 1 項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 設定趣意書
- (2) 信託行為の内容を示す書類
- (3) 委託者となるべき者の履歴書
- (4) 受託者となるべき者の履歴書
- (5) 信託管理人を置く場合にあっては、信託管理人となるべき者の履歴書及び就任承諾書
- (6) 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を置く場合にあっては、その名称及び構成員の数を記載した書類並びにその構成員となるべき者の履歴書及び就任承諾書
- (7) 財産目録
- (8) 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類
- (9) 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあっては、引受け後 2 年間）の事業計画書及び収支予算書
- (10) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項第 3 号から第 5 号までの規定において委託者、受託者又は信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付するものとする。

(財産の移転の報告)

第 3 条 公益信託の引受けを許可された受託者は、遅滞なく、前条第 1 項第 7 号の財産目録記載の財産の移転を受け、その移転を終了した後 1 月以内に、これを証する登記所、銀行等の証明書及び信託行為の謄本を添付して、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(事業計画書等の提出)

第 4 条 受託者は、毎信託事務年度（信託行為に別段の定めがないときは、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。以下同じ。）開始前に、当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を教育委員会に提出しなければならない。

2 受託者は、第 2 条第 1 項第 9 号の事業計画書及び収支予算書又は前項の事業計画書及び収支予算書を変更したときは、遅滞なく、これらを教育委員会に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

- 第5条 受託者は、毎信託事務年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。
- (1) 当該信託事務年度の事業報告書
 - (2) 当該信託事務年度の収支決算書
 - (3) 当該信託事務年度末の財産目録
- (公告)
- 第6条 受託者は、前条の書類を提出した後、遅滞なく、前信託事務年度の信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない。
- (信託の変更に係る書類の提出)
- 第7条 受託者は、法第5条第1項に規定する特別の事情が生じたと認めるときは、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。
- (1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
 - (2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- 2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合は、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。
- (信託の変更の許可の申請)
- 第8条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
- (1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
 - (2) 信託の変更をする根拠となる信託法（平成18年法律第108号）の規定（同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
 - (3) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- 2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。
- (信託の併合の許可の申請)
- 第9条 受託者は、法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
- (1) 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
 - (2) 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
 - (3) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
 - (4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類
- 2 第2条第1項第5号から第10号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第9号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。
- (吸収信託分割の許可の申請)
- 第10条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
- (1) 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
 - (2) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
 - (3) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
 - (4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類
- (新規信託分割の許可の申請)
- 第11条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
- (1) 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
 - (2) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
 - (3) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
 - (4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類
- 2 第2条第1項第5号から第10号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第9号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。
- (受託者の辞任の許可の申請)
- 第12条 受託者は、法第7条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
 - (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
 - (3) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- (検査役の選任の申請)
- 第13条 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任をしようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申

請しなければならない。

- (1) 選任を請求する理由を記載した書類
 - (2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類
- (受託者の解任の申請)

第 14 条 委託者又は信託管理人は、信託法第 58 条第 4 項及び法第 8 条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
 - (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- (新たな受託者の選任の申請)

第 15 条 委託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員（以下「利害関係人」という。）は、信託法第 62 条第 4 項及び法第 8 条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の理由を記載した書類
 - (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
 - (3) 新たな受託者となるべき者に係る第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる書類及び就任承諾書
 - (4) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (信託財産管理命令の申請)

第 16 条 利害関係人は、信託法第 63 条第 1 項及び法第 8 条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産管理命令」という。）の請求をしようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の理由を記載した書類
 - (2) 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
 - (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
- (保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第 17 条 信託財産管理者は、信託法第 66 条第 4 項及び法第 8 条の規定による許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第 74 条第 6 項において準用する同法第 66 条第 4 項及び法第 8 条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第 18 条 信託財産管理者は、信託法第 70 条において読み替えて準用する同法第 57 条第 2 項及び法第 8 条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第 74 条第 6 項において準用する同法第 70 条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第 3 号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の申請)

第 19 条 委託者又は信託管理人は、信託法第 70 条において準用する同法第 58 条第 4 項及び法第 8 条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第 74 条第 6 項において準用する同法第 70 条の規定により信託財産法人管理者の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第 2 号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の申請)

第 20 条 利害関係人は、信託法第 74 条第 2 項及び法第 8 条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産法人管理命令」という。）の請求をしようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 受託者の死亡の事実を記載した書類
- (2) 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産法人管理者の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の申請)

第 21 条 利害関係人は、信託法第 123 条第 4 項又は同法第 258 条第 6 項及び法第 8 条の規

- 定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
- (1) 選任を請求する理由を記載した書類
 - (2) 信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号に掲げる書類
(信託管理人の辞任の許可の申請)
- 第22条 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
 - (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
 - (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
(信託管理人の解任の申請)
- 第23条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
 - (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
(新たな信託管理人の選任の申請)
- 第24条 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
- (1) 信託管理人の任務終了の理由を記載した書類
 - (2) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号に掲げる書類
(信託の終了の申請)
- 第25条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
- (1) 信託の終了を請求する理由を記載した書類
 - (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
 - (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類
(諸届出)
- 第26条 受託者は、この規則で定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、教育委員会に届け出なければならない。
- (1) 委託者が死亡したとき(委託者が法人である場合にあっては、解散したとき。)
 - (2) 委託者又は受託者の氏名、住所又は職業に変更があったとき(委託者又は受託者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があったとき。)
 - (3) 信託管理人の氏名、住所又は職業に変更があったとき(信託管理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があったとき。)
 - (4) 信託管理人又は運営委員会等の構成員に変更があったとき。
- 2 前項第4号の規定による届出の場合(運営委員会等の構成員が再任である場合を除く。)は、第2条第1項第5号又は第6号の書類を添付しなければならない。
(書類及び帳簿の備付け)
- 第27条 受託者は、信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令の規定により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。
- (1) 信託行為及びこれに附属する書類
 - (2) 委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び略歴を記載した書類(これらの者が法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為)
 - (3) 運営委員会等の議事に関する書類
 - (4) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (5) 資産及び負債の状況を示す書類
 - (6) 官公署往復書類
 - (7) その他必要な書類及び帳簿
(業務の監督)
- 第28条 教育委員会は、法第3条及び同法第4条第1項の規定により、受託者に対し報告を求め、若しくは資料を提出させ、又はその職員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。
- 2 教育委員会は、前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他必要な処分を命ずることができる。
 - 3 教育委員会は、公益信託の監督上必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により、事業計画及びこれに伴う収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。
 - 4 第1項の規定により、職員が実地検査をする場合においては、その身分を示す証明書

を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(公益信託の終了の報告等)

第 29 条 受託者は、信託が終了したときは、終了後 1 月以内に、信託の終了の理由を記載した書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後 1 月以内に、次に掲げる書類を添付した報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

(2) 信託の清算終了時における財産目録

(3) 残余財産の処分に関する書類

(雑則)

第 30 条 この規則に定めるもののほか、教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関し必要な事項は、熊本県教育長が定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

